

古事記神話における佐度嶋をめぐつて

岸^{*} 根 敏 幸

はじめに

古事記神話では、イザナキとイザナミによつて生み出された嶋、あるいは、嶋を構成している「面^{おも}」と呼ばれる各部分に、明らかに神名であると思われる名前が併記されている場合が多い。それは全部で二十ある嶋および「面」の中で十八もあり、ほとんどがそのような形になっていると言つてもよいのである。それにもかかわらず、神名が併記されていない嶋が存在している。それは淡路島に該当する淡道之穂之狭別嶋と佐渡島に該当する佐度嶋である。^①前者の淡道之穂之狭別嶋をめぐる問題点について、筆者は考察を既におこなつており、その考察結果を論文として発表し

ている（本稿ではこの論文を「前稿」と呼ぶことにする³）。本稿では、この前稿で用いた方法を踏襲し、その考察結果を十分に考慮しながら、後者の佐度嶋をめぐって、なぜ神名が併記されていないのかという問いへの究明を中心に、問題点を考察したいと思う。

一 古事記神話と日本書紀神話の記述

本章では、佐渡島に関する古事記神話と日本書紀神話の記述を示し、その特色について考察する。

まずは古事記神話の記述を示しておこう⁴。なお、佐度嶋が大八嶋国の中で登場する順番が問題となるので、記述の引用はその登場する順番がわかるような形でおこないたいと思う。

如此く言ひ竟りて、御合して生みし子は、淡道之穂之狭別嶋なり。次に伊予之二名嶋を生む。此の嶋は、身一つにして面四つ有りて、面毎に名有り。故、伊予国は愛比売と謂ひ、讃岐国は飯依比古と謂ひ、粟国は大宜都比売と謂ひ、土左国は建依別と謂ふ。次に隠伎之三子嶋を生む。亦の名は天之忍許呂別なり。次に筑紫嶋を生む。此の嶋も亦、身一つにして面四つ有りて、面毎に名有り。故、筑紫国は白日別と謂ひ、豊国は豊日別と謂ひ、肥国は建日向日豊久土比泥別と謂ひ、熊曾国は建日別と謂ふ。次に伊岐嶋を生む。亦の名は天比登都柱と謂ふ。次に津嶋を生む。亦の名は天之狭手依比売と謂ふ。次に佐度嶋を生む。次に大倭豊秋津嶋を生む。亦の名は天之御

虚空豊秋津根別と謂ふ。故、此の八嶋を先づ生みしに因りて、大八嶋国と謂ふ。

この記述からもわかるように、佐度嶋に対する記述は「次に佐度嶋を生む」という一文だけにとどまっている。淡道之穂之狭別嶋を除く他の大八嶋国、あるいは、その「面」に見られるような、「……と謂ひ（謂ふ）」「亦の名は……なり」「亦の名は……と謂ふ」という形で神名が併記されることがないので、かなり違和感を与える記述になっているのである。そして、大八嶋国の中で佐度嶋が登場する順番は七番目である。

次に日本書紀神話の本文神話および別伝神話の記述を示しておこう。これについても、古事記神話と同様に、登場する順番がわかるようにしておきたい。

産む時に及至り、先づ淡路洲を以ちて胞と為す。意に快びざる所なり。故、名けて淡路洲と曰ふ。廼ち大日本豊秋津洲を生む。次に伊予二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に億岐洲と佐度洲とを双生む。世人或いは双生むこと有るは、此に象れるなり。次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子洲を生む。是に由りて、始めて大八洲国の号起れり。（第四段本文）

然して後に宮を同じくして共に住まひて児を生みたまひ、大日本豊秋津洲と号す。次に淡路洲。次に伊予二名洲。次に筑紫洲。次に億岐三子洲。次に佐度洲。次に越洲。次に吉備子洲。此に由りて之を大八洲国と謂ふ。

（第四段の第一書）

二神合して夫婦と為り、先づ淡路洲・淡洲を以ちて胞と為し、大日本豊秋津洲を生む。次に伊予洲。次に筑古事記神話における佐度嶋をめぐって（岸根）

紫洲。次に億岐洲と佐度洲とを双生む。次に越洲。次に大洲。次に子洲。⁽⁸⁾（第四段の第六書）

先づ淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊予二名洲。次に億岐洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に壹岐洲。次に对馬洲。（第四段の第七書）

礮馭慮嶋を以ちて胞と為し、淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊予二名洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に億岐洲と佐度洲とを双生む。次に越洲。（第四段の第八書）

淡路洲を以ちて胞と為し、大日本豊秋津洲を生む。次に淡洲。次に伊予二名洲。次に億岐三子洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に大洲。（第四段の第九書）

日本書紀神話の記述の場合、一見して明らかであるが、古事記神話の記述に見られるような神名の併記は、すべての洲に関して見出されない。したがって、他の洲の記述に比べて、佐度洲の記述が特に違和感を与えるというわけではない。そして、大八洲国の中で佐度洲が登場する順番については、伝承によって異なっており、五番目となっているものが多いが、六番目、七番目としている伝承も存在している。

この佐度洲の登場に関連して注目されるのは、億岐洲（隠岐島のこと）と密接に結びついている点である。大八洲国の誕生に言及している本文神話と別伝神話を合わせた六種類の全伝承において、億岐洲が登場した直後に佐度洲が登場するという記述になっており、さらに、本文神話と別伝神話の二種類の伝承（第六書、第八書）における記述では、佐度洲と億岐洲が双子の関係にあると述べているのである。⁽⁹⁾

佐渡島と隠岐島の密接な結びつきという点は、古事記神話の記述に全く当てはまらないものである。古事記神話に佐度嶋と隠伎之三子嶋を結びつけるような記述は存在しないし、登場する順番も佐度嶋が前述のように七番目であるのに対して、隠伎之三子嶋は三番目なので、両者には何のつながりもないと思われるのである。

古事記神話は世界像や神々の位置づけなど、様々な点で日本書紀本文神話と異なる部分があるが、国生み↓高天原↓出雲↓天降り↓日向という、神話における物語の展開という基本的な枠組みはある程度共通している。さらに、日本書紀本文神話との間に大きな違いがあっても、日本書紀別伝神話の記述には古事記神話の記述と一致するものが見られる場合もしばしばある。^⑪

つまり、日本書紀神話の本文神話とすべての別伝神話に見出される佐渡島と隠岐島の密接な結びつきを、古事記神話の編纂者が全く知らなかったとは考えにくいのであり、したがって、そのような密接な結びつきを知りながら、何らかの理由があつて、あえて言及しようとはしなかったという可能性が推定されるのである。

以上が佐渡島に関する古事記神話と日本書紀神話の記述と、それに対する考察の内容である。古事記神話では、嶋に併記される神名が淡道之穗之狭別嶋を除く大半の嶋で確認されるが、佐度嶋には併記される神名が存在していない。それに対して、日本書紀神話では、佐度洲は言うまでもなく、そもそも洲にそのような神名が併記されることはないのである。

そして、大八島の中で佐渡島の登場する順番に関しては、古事記神話では七番目であるのに対して、日本書紀本文古事記神話における佐度嶋をめぐって（岸根）

神話では五番目、日本書紀別伝神話では五番目、六番目、七番目と多様であり、いずれの順番であっても、その直前に億岐洲の登場が確認され、また、伝承によつては、佐度洲と億岐洲が双子であると述べていて、古事記神話には全く見出すことのできない密接な結びつきが確認されるのである。

しかし、これらの指摘は、本稿の考察目的の中心にあると言える「古事記神話において、佐度嶋にはなぜ神名が併記されていないのか」という問いに対して、直接的に有効な見通しを与えてくれるものではない。これらの指摘の意義をあえて挙げるならば、前稿で考察した淡道之穗之狭別嶋と同様に、佐度嶋についても、その位置づけをめぐって何らかの問題が存在していて、それが、本来は併記されていたかもしれない神名の欠落をもたらした原因と結びつく可能性のほんのわずかな一端を示したということであろう。

二 『先代旧事本紀』の記述

これに対して、『先代旧事本紀』には佐渡嶋（佐渡州）という表記も登場するが、神名併記との関係で問題となるのは「佐渡嶋」の方である）に関わる神名併記の問題で注目すべき記述が存在している。それはあくまでも異伝という形ではあるが、佐渡嶋に神名が併記されていると考えられることである。以下では、佐渡嶋に併記される神名の問題を中心に考察することしよう。『先代旧事本紀』のその記述は次の通りである。¹²⁾

先づ淡路州を産生み、胞と為す。意に快びざる所なり。故、淡道州と曰ふ。即ち吾恥あがはぢと謂ふなり。次に伊予二名州を生む。「或本は州を皆洲と為す。」次に筑紫州を生む。次に壹岐州を生む。次に對馬州を生む。次に隱岐州を生む。次に佐渡州を生む。次に大日本豊秋津州を生む。茲に因りて、先づ生めるを以ちて大八州と謂ふ。※以下、筆者による省略。

先づ大八州を生む。兄として淡路州を生む。淡道之穂之狭別嶋と謂ふなり。次に伊与二名嶋。此の嶋は身一つにして四つの面有りと謂ふ。面毎に名有り。伊予国は愛比売と謂ふ。讃岐国は飯依「々」比古と謂ふ。阿波国は大宜都比売と謂ふ。土左国は速依別と謂ふ。次に隱岐之三子嶋。天之忍許呂別と謂ふ。次に筑紫嶋。身一つにして面四つと謂ふ。面毎に名有り。筑紫国は白日別と謂ふ。豊国は豊日別と謂ふ。肥国は速日別13と謂ふ。日向国は豊久士比泥別と謂ふ。次に熊襲国は建日別と謂ふ。「あゑに佐渡嶋と云ふ。」次に伊岐嶋。天比登都柱と謂ふ。次に津嶋。天之狭手依比売と謂ふ。次に大倭豊秋津嶋。天御虚空豊秋津折別と謂ふ。

そもそも大八州（『先代旧事本紀』では「洲」ではなく、「州」という表記になっている）に関する『先代旧事本紀』の記述にはいくつかの問題が存在していると思われる。前稿でも指摘したように、14『先代旧事本紀』の特に神話部分15は、古事記神話と日本書紀神話の記述を寄せ集めたような体裁になっていて、それが様々な問題を引き起こす原因になっているのである。しかし、そのような体裁になっているにもかかわらず、古事記神話と日本書紀神話には存在しない独自の記述が存在しているという点は注目されるべきである。

この記述では、大八州の誕生について、前半部分と後半部分という形で、国生みという同じ内容を扱いながらも、相反する記述がそのまま連続している。一見して、前半部分の記述は日本書紀本文神話に、後半部分の記述は古事記神話に基づいているように思われるが、それらに基づいていると単純には言えないような内容も含んでいるのである。

前半部分の記述では、淡路州が生まれた時にイザナキ、イザナミが「意に快びざる所なり」と述べている点、大八州を構成する陸地を「州」（引用した『先代旧事本紀』の本文注に「或本は州を皆洲と為す」という記述があり、「州」は事実上、「洲」と同じと考えてよいであろう）と表記しているのに対して、引用した資料には載せていないが、大八州に含まれていない陸地を「嶋」と表記して、質的に区別している点、さらに、隠岐州の直後に佐渡州が登場している点が確認される。これらの三点は日本書紀本文神話の記述との一致を示すものである。

したがって、その記述は日本書紀本文神話の記述にかなり近いものと言えるのであるが、大八州の中で佐渡州が登場する順番は七番目であり、大八州を構成している八つの州は、淡路洲を大八洲国の一つとして位置づけず、その代わりに越洲を大八洲の一つとして数えている日本書紀本文神話の記述とは異なり、古事記神話の記述に完全に一致しているのである。その点では、古事記神話の記述に近い要素もあると指摘できる。このように、前半部分の記述は、古事記神話とも日本書紀本文神話とも類似性をもっていて、両神話を折衷させたような記述になっているのである。

それに対して、後半部分は前半部分とはかなり異なった記述になっている。その記述に、日本書紀神話には全く見られない神名の併記が見出される点、引用した資料には載せていないが、大八州を構成する八つの陸地¹⁵だけでなく、

それ以外の陸地も等しく「嶋」と表記している点から（ただし、淡路島については「州」、神名としては「嶋」と表記している）、明らかに古事記神話の記述に基づいたものと思われる。しかし、淡路州を「兄」として捉えようとする発想は、日本書紀神話だけに見られるものなので、日本書紀神話の記述も取り込んでいると考えられる。

このように後半部分の記述も、古事記神話と日本書紀神話を折衷させたような記述になっているのであるが、単に寄せ集めただけではなく、『先代旧事本紀』独自とも言える記述が存在している。すなわち、この後半部分の記述で大八州を構成する嶋は古事記神話の記述にある程度一致しているが、注目すべき相違点として、次の三つを挙げることができるのである。

第一の相違点は、筑紫嶋の「面」の一つに日向国が登場していることである。古事記神話では筑紫嶋の「面」は筑紫国、肥国、豊国、熊曾国という四つであったが、『先代旧事本紀』ではそれに日向国を加えたため、実際には五つになってしまっている。それにもかかわらず、本文中では「面四つ」と述べていて、明らかに齟齬を来しているのである。

第二の相違点は、その齟齬の解消とも関係すると思われるが、本文中に「一に・・・と云ふ」という形で異伝の内容が示されていて、ここでは、筑紫嶋の「面」の一つとして挙げられていた熊襲国（『先代旧事本紀』では古事記神話と異なり、「熊襲国」と表記されている）が佐渡嶋に入れ替わっていることである。佐渡嶋が筑紫嶋の「面」とし

て位置づけられることはありえないので、この異伝の記述に基づくならば、熊襲国は筑紫嶋の「面」から除外され、筑紫嶋とは区別される形で佐渡嶋が大八州の中に加わることになる。その結果、筑紫嶋について「面」が四つあると述べながら、実際には五つあるという齟齬はとりあえず解消されることになるのである。

なお、異伝ではこのような入れ替えがあるのだが、それがない本文では、筑紫嶋に「面」が四つあると述べながら、実際には五つあることになり、さらに加えて、古事記神話と日本書紀神話で大八島国に関する言及があるすべての伝承において、大八島国の一つとして数えられている佐渡嶋が、『先代旧事本紀』では大八州のなかに含まれていないということになるであろう。本文では、大八州以外の嶋の中にも佐渡嶋は見出されないので、佐渡嶋の登場しない国生み神話という不都合な問題を抱えることになってしまうのである。

しかも、もつと深刻な問題として、佐渡嶋を大八州の一つとして数え上げないと、「兄」である淡路州を含めても、嶋は七つとなり、「大八州」とはならなくなってしまふのである。異伝の記述の助けがなければ、後半部分の記述は問題を多く抱えた不可解なものになってしまう危険性がある。

第三の相違点は、筑紫嶋の「面」に対応する神名が古事記神話のそれとは完全に一致していないことである。そして、それが佐渡嶋に併記される神名にも少なからぬ影響を与えているのではないかと考えられるのである。ここで、前掲の古事記神話の記述における筑紫嶋の「面」に併記された神名を改めて示しておこう。

豊国―豊日別

肥国―建日向日豊久士比泥別

熊曾国―建日別

これに対して、『先代旧事本紀』の記述における筑紫嶋の「面」に併記された神名は次のようになっている。

筑紫国―白日別

豊国―豊日別

肥国―速日別

日向国―豊久士比泥別

熊襲国（異伝では佐渡嶋）―建日別

筑紫国と豊国の神名に表記の揺れはないが、肥国の神名は両神話で異なっていて、古事記神話における肥国の神名の一部が独立するような形で、『先代旧事本紀』における日向国の神名が成り立っているのである。熊曾国・熊襲国の神名に表記の揺れはないが、異伝の記述に基づくならば、筑紫嶋の「面」から熊襲国が除外され、古事記神話において熊曾国に併記されていた神名である「建日別」が佐渡嶋と結びつくことになる。つまり、それは、異伝という形ではあるけれども、佐渡嶋に神名が併記されていることを意味するのである。

そのようになった理由を断定的に示すことは難しいと思われるが、前稿で考察したように、¹⁷⁾『先代旧事本紀』では、

古事記神話における佐渡嶋をめぐって（岸根）

古事記神話で神名が併記されていなかった淡路島に神名を併記するため、古事記神話では嶋名であった「淡道之穂之狭別嶋」を、「嶋」という語を保持するという矛盾を抱えながらも、神名として扱おうとしている。これは他のほとんどの嶋に神名が併記されているのに、淡道之穂之狭別嶋に神名が併記されていないことを問題視して、おそらくは『先代旧事本紀』の編纂者がそのような改変をおこなった、という可能性を想定できるのである。

そのような想定が妥当であるとすれば、佐渡嶋についても、神名のない状態で放置するわけにはいかないと編纂者は考えたにちがいない。『先代旧事本紀』後半部分の本文の記述では大八州から佐渡嶋を除外しているのので、佐渡嶋に神名がないという問題に直面することがないが、佐渡嶋が登場しない国生み神話となり、また、七つの嶋からなる「大八州」になってしまうという、もつと深刻な問題が発生することになる。これに対して異伝では、律令体制下では国として位置づけられることのなかった熊襲国を筑紫嶋の「面」から除外することで、国生み神話から消し去り、熊襲国を佐渡嶋と入れ替えて、その熊襲国に併記されていた神名であった「建日別」を佐渡嶋と結びつけようとした、という可能性をさらに想定できるのである。¹⁸⁾

三 『神皇正統記』の記述

『先代旧事本紀』の記述を承け、佐渡ノ洲（『神皇正統記』では、生んだ陸地のことを、日本書紀神話と同様に「洲」

と表記している)に併記される神名と、それに関連する大八洲の記述を、より洗練させた形で示そうとしていると思われるのが、北畠親房が著した『神皇正統記』である。その記述は次のようになって¹⁹⁾いる。

此二神相ハカラヒテ八ノ嶋ヲウミ給フ。先、淡路ノ洲ヲウミマス。淡路穂之狭別ト云。次、伊与ノ二名ノ洲ヲウミマス。一身ニ四面アリ。一ヲ愛比売ト云、コレハ伊与也。ニヲ飯依比売ト云、是ハ讚岐也。三ヲ大宜都比売ト云、コレハ阿波也。四ヲ速依別ト云、是ハ土左也。次、筑紫ノ洲ヲウミマス。又一身ニ四面アリ。一ヲ白日ノ別ト云、是ハ筑紫也。後ニ筑前・筑後ト云。ニヲ豊日別〔ト〕云、コレハ豊国也。後ニ豊前・豊後ト云。三ヲ昼日別ト云、是ハ肥ノ国也。後ニ肥前・肥後ト云。四ヲ豊久士比泥別ト云、是ハ〔日向也〕。後ニ日向・大隅・薩摩ト云〔筑紫・豊国・肥ノ国・日向トイヘルモ、二神ノ御代ノ始ノ名ニハ非ル歟〕。次、壱岐ノ国ヲウミマス。天比登都柱ト云。次、対馬ノ洲ヲウミマス。天之狭手依比売ト云。次、隠岐ノ洲ヲウミマス。天之忍許呂別ト云。次、佐渡ノ洲ヲ生マス。²¹⁾建日別ト云。次、大日本豊秋津洲ヲウミマス。天御虚空豊秋津根別ト云。スベテ是ヲ大八洲ト云也。

『神皇正統記』では古事記神話と同様に、洲に神名を併記するという形をとっている。同じく北畠親房が著した『元集』には、嶋に神名を併記する古事記神話の記述が引用されているので、そのことを知っていたのは明らかであるが、『神皇正統記』では『日本書紀』『先代旧事本紀』『古語拾遺』など、いくつかの書物の重要性について言及しているものの、そこに『古事記』は含まれていないのである。²³⁾したがって、前稿でも指摘したように、²⁴⁾日本書紀神話に

古事記神話における佐度嶋をめぐって(岸根)

三七五

は見られない、島に神名を併記した記述になっているのは、古事記神話の記述に直接由来するものではなく、古事記神話の記述を取り込んだ『先代旧事本紀』の記述に従ったためであると考えた方がよいであろう。

この『神皇正統記』における国生みの記述は、前掲の『先代旧事本紀』の前半部分と後半部分の記述を折衷して、それらを一つにまとめたような形になっている点に基本的な特色を見出すことができると思われる。そして、佐渡ノ洲の記述に関して確認される点として、次の二つが挙げられるのである。⁽²⁵⁾

第一の確認点は、大八洲の中で佐渡ノ洲が登場する順番が七番目となっていることである。これは前掲の『先代旧事本紀』の前半部分の記述に基づいていると言えるであろう。隠岐ノ洲も前掲の『先代旧事本紀』の前半部分の記述と同様に六番目、すなわち佐渡ノ洲の直前に位置づけられていて、日本書紀神話の記述に由来すると思われる佐渡ノ洲と隠岐ノ洲の密接な結びつきがそのまま保持されていると考えられるのである。

第二の確認点は、佐渡ノ洲に「建日別」という神名が併記されていることである。洲に神名が併記される記述になつているところから、これは明らかに前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の記述に基づいていると言えるであろう。しかし、その記述における「建日別」という神名は、本文では熊襲国に併記されていたもの、異伝では佐渡嶋に併記されていたものという形で、伝承によってその位置づけが相違していた。

これに対して、『神皇正統記』は異伝に基づいて、筑紫ノ洲の「面」から熊襲国を除外しているのである。なぜ除外していると断言できるかというと、北畠親房が『神皇正統記』に先立って著した前述の『元元集』では、熊曾国を

筑紫嶋の「面」として位置づけている古事記神話の記述を引用しているからである。²⁶つまり、筑紫洲の「面」として熊曾国を位置づけている伝承があるということを知りながら、『神皇正統記』では筑紫ノ洲の「面」から熊襲国を除外していることが分かるのである。

そのような操作の結果、前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の記述が抱えていた問題点、すなわち、本文では、筑紫嶋の「面」として日向国と熊襲国が並び立ち、「面」が四つあると述べながら、実際には五つ存在していて、また、大八島はもとより、イザナキとイザナミが生んだ島々のなかに佐渡島が含まれていないという問題点について、『神皇正統記』は異伝の記述を採用しているため、回避することができていると言えるのである。

なお、以上のように確認した二つの点に関して、『先代旧事本紀』の記述には見られない、『神皇正統記』独自の発想と思われるものが存在している。前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝では、筑紫嶋の「面」の一つである熊襲国を佐渡嶋と入れ替えたという経緯から、大八州の中で佐渡嶋が登場する順番は必然的に四番目の筑紫嶋に連続する五番目となっているのであるが、『神皇正統記』では、大八洲で三番目に登場する筑紫ノ洲には連続させず、佐渡ノ洲を七番目に位置づけているのである。

そのような操作の結果、『神皇正統記』の記述では、佐渡ノ洲と筑紫ノ洲の関係が完全に払拭されているのである。すなわち、それは、「建日別」という神名が筑紫ノ洲の「面」の一つであった熊襲国に本来、併記されていたものであったという事情を完全に消し去り、佐渡ノ洲に固有の神名であるかのように仕立て上げてしまったことを意味する

のである。

『神皇正統記』の記述は、『先代旧事本紀』に見られるような、内容に齟齬を来したままの錯綜した記述——それは結局のところ、古事記神話と日本書紀神話という相異なる神話を強引に結びつけようとしたことに起因すると思われるが——を巧みに整理して、一つにまとめ上げたことと捉えることができるであろう。古事記神話の記述において、淡道之穂之狭別嶋と同様に、神名が併記されていない佐度嶋に関する記述は、かなり違和感を与えるものであったが、『神皇正統記』の記述では、そのような問題が完全に克服され、佐渡ノ洲は他の洲と全く同様に、「建日別」という神名をもつ洲として堂々と示されているのである。

四 『校訂古事記』の記述

次に、神道家として活躍した田中頼庸が近代に出版した『校訂古事記』の記述を考察することにしてしよう。前稿でも言及したように⁽²⁷⁾、この『校訂古事記』は古事記神話のテキストについて、従来にはないような大胆な読みを提示している。その読みは、現代の校訂テキストでさえも追隨するのをためらってしまうほどである⁽²⁸⁾。そして、本稿が問題にしている佐度嶋に関しても、注目すべき記述が見られるのである。『校訂古事記』における大八嶋国の誕生に関する記述は次のようになっている⁽²⁹⁾。

如此ことあり言竟へて、御合して、子淡道嶋を生みます。亦の名は淡道之穂之狭別まをと謂す。次に伊予之二名嶋を生みます。此の嶋は、身一つにして、面四つ有り。面毎に名有り。故、伊予国を愛比売と謂す。讃岐国を飯依比古と謂す。粟国を大宜都比売と謂す。土左国を建依別と謂す。次に隱伎之三子嶋を生みます。亦の名は天之忍許呂別と謂す。次に筑紫嶋を生みます。此の嶋も亦身一つにして、面四つ有り。面毎に名有り。故、筑紫国を白日別と謂す。豊国を豊日別と謂す。肥国を速日別と謂す。日向国を豊久士比泥別と謂す。次に佐度嶋を生みます。亦の名は建日別と謂す。次に伊伎嶋を生みます。亦の名は天比登都柱と謂す。次に津嶋を生みます。亦の名は天之狭手依比売と謂す。次に大倭豊秋津嶋を生みます。亦の名は天御虚空豊秋津根別と謂す。故、此の八嶋を先に生みませるに因りて、大八嶋国と謂す。

この記述の中で、特に佐度嶋に関連するもの——それには一見、佐度嶋に関係していないように書いて、佐度嶋の神名併記とつながりがあると考えられるものも含まれる——で注目される点として、次の二つを挙げることができる。

第一の注目は、肥国の神名併記と、それに連動する日向国とその神名併記に関わることである。『古事記』写本のうち、現存する最古の写本である真福寺本を初めとして、兼永本、祐範本（前田本）、曼殊院本といった写本群では、肥国に併記される神名を「建」（写本によっては「達」）日向日、豊久士比泥別」としている。³⁰⁾ 従来ほとんどの『古事記』校訂テキストはこの読みを採用しているのである。³¹⁾

しかし、その一方で、道果本、道祥本、春瑜本といった写本群では、それらとは異なり、対応する箇所について古事記神話における佐度嶋をめぐって（岸根）

「建（写本によっては「達」）日別日向曰豊久志比泥別」としているのである。これは「建（達）日別（と謂ふ。）日向は豊久志比泥別と曰ふ」と訓読されるであろう。つまり、前者の写本群が肥国に併記される神名だけを表示しているのに対して、後者の写本群は肥国に併記される神名を表示するだけではなく、日向という地域を新たに追加して、それに神名を併記させていると理解することができるのである。

『古事記』写本に見られるこのような違いについて、先行研究では、後代で写本を作成する際に『先代旧事本紀』と校合したりしたため、後者の写本群のような誤写が次第に生じるようになったと指摘しているものもある³²。しかし、筑紫嶋の他の「面」に併記される神名が「白日別」「豊日別」「建日別」であるのに対して、肥国に併記される神名だけが「建（達）日向日豊久士比泥別」という異様に長い形になっているため、この神名自体が本来そのような形であったのか疑わしい点もある。したがって、「建（達）日向日豊久士比泥別」の方が正しくて、後代に「建（達）日別日向曰豊久志比泥別」と誤写されるようになったと即断することはできないと思われるのである³³。

さて、このような二つの写本群の違いに対して、『校訂古事記』は後者である道果本などの写本群の読みを採っている。ただし、この点で注意しておかなければならないのは、肥国に併記される神名については「建日別」でも「達日別」でもなく、「速日別」という読みを採っている点である³⁴。これは江戸時代に『古事記』の刊本として流布した寛永版本や度会延佳が校正した『鼈頭古事記』³⁵などに見られる読みで、その原文である「速日別日向国謂豊久士比泥別」という記述は、前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の記述に完全に一致している。この点から、偽書説が出てく

る以前の江戸時代中期ごろまでは、日本最古の歴史書として、『日本書紀』以上に重視されていた『先代旧事本紀』と校合して、『古事記』写本にもその記述が取り込まれていたのではないかと推定される。³⁷⁾『校訂古事記』はこの寛永版本や『鼈頭古事記』の記述に従って、肥国に併記される神名を「速日別」とし、筑紫嶋の「面」に日向国を加え、それに併記される神名を「豊久士比泥別」としたのである。

第二の注目点は、熊曾国と、それに連動する佐度嶋の神名併記に関わることである。第二章で言及したように、筑紫嶋の「面」に日向国を加えると、「面」が四つあるという説明と齟齬を来すことになるが、『校訂古事記』では、熊曾国を除外することで、その問題を回避している。このような扱いは、『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述や『神皇正統記』の記述で既に見られるものであり、それを継承したと言えるであろう。熊曾国が除外された結果、「建日別」という神名は佐度嶋に併記される神名として位置づけられることになるのである。

以上の二点が佐度嶋に直接あるいは間接に関連する『校訂古事記』の記述として注目されるのであるが、結局、『校訂古事記』の記述における佐度嶋は、大八嶋国の中で三番目に登場する隠伎之三子嶋との密接な結びつきは見られず、筑紫嶋の「面」の一つであった熊曾国に代わるものとして五番目に登場している。このような扱いは、前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述に完全に一致すると言ってよいであろう。

それでは、『校訂古事記』で採用されたこのような読み方をどのように評価すべきであろうか。その際に改めて確認しておかなければならないのは、『古事記』の校訂テキストを作るといふことは、『先代旧事本紀』や『神皇正統記』

のように、『古事記』や『日本書紀』といった先行する書物の記述を取捨選択して、新たな記述を生み出していくことは本質的に異なるという点である。したがって、その作業は現存する『古事記』写本の記述に大きく制約されるのであり、その記述に裏づけられないような読み方を採ることに対しては慎重でなければならないのである。この点からみて、佐度嶋に直接あるいは間接に関連する『校訂古事記』の記述で問題とすべき点として、次の四つを挙げることができるであろう。

第一の問題点は、「日向」の後に「国」という語を加えていることである。筆者が確認することのできたすべての『古事記』校訂テキストで、肥国については「建日向日豊久士比泥別」という神名が併記されているのに対して、『校訂古事記』ではそれに対応する記述を、肥国に併記された神名だけを述べているとは捉えずに、「速日別日向国、謂久士比泥別」と読んでいる。これは道果本などの写本群に見られる「建（達）日別日向日豊久志比泥別」に従うものである。³⁸ 前述のように、これらの『古事記』写本自体が『先代旧事本紀』との校合で変容している可能性も考えられるのであるが、それでも、現存する『古事記』写本の記述であるので、それに従うこと自体は方法的に問題ないであろう。

ただし、『校訂古事記』では「日向」に「国」という語が本来あったとして、それを補って「日向国」という読みを採るのであるが、現存するすべての『古事記』写本で「国」という語は見出されない。『先代旧事本紀』では「日向国」となっているのであるが、『古事記』の校訂にあたっては、『古事記』写本の読みを最優先にすべきであり、現

存するすべての『古事記』写本に見られないのに、『先代旧事本紀』の記述に従って、『古事記』の記述に手を加えることは方法的に問題があるだろう。

したがって、日向を筑紫嶋の「面」として捉えた場合、日向だけが「国」という語を欠いていることになり、実際、道果本などの写本群ではそのような記述になっているのである。これは大きな問題と言ってよいであろう。そのような記述になった理由として、写本の伝承過程のかなり早い時期に、日向だけが何らかの事情で「国」という語を消失してしまったということも考えられるが、もう一つは、真福寺本や兼永本などの写本群の記述のように、そもそも日向は筑紫嶋の「面」の一つとしては存在しておらず、「建（達）日向日豊久土比泥別」という記述の「日向」の部分に着目して、それを筑紫嶋の「面」の一つとして別立てしようとした結果、「国」という語を伴わない日向が成り立ったということも考えられるのである。その是非については、二つ目の問題点を指摘した後で改めて言及することにした。

第二の問題点は、熊曾国を筑紫嶋の「面」から除外したことである。現存するすべての『古事記』写本にこの熊曾国に関する記述は存在している。前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述と、それを継承した『神皇正統記』の記述では、この熊襲国（『先代旧事本紀』や『元元集』では「熊曾」ではなく、「熊襲」と表記される）を除外しているのであるが、それは、日向国を加えると、筑紫嶋に「面」が四つあるという記述と齟齬を来してしまうこと、熊襲国と日向国がともに南九州の一带を指している、地理的にある程度重複していること、³⁹⁾ 律令体制下では熊襲国とい

う国は存在していなかったこと、そして、熊襲国に併記される神名の「建日別」を佐渡嶋に併記される神名にしようとするのと関係しているのであろう。

前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述や『神皇正統記』の記述は、古事記神話の記述を改変した、日本神話に関わる新たな展開というように理解することが可能と思われる。しかし、現存するすべての『古事記』写本に熊曾国に関する記述が存在する以上、『校訂古事記』がおこなったように、古事記神話のテキストそのものから熊曾国を除外してしまうことは方法的に問題があるだろう。

結局、日向国と熊曾国に関して、古事記神話の本来の記述がどういふものであったのかについては、次のような二つの選択肢が考えられるのである。

①筑紫嶋の「面」の一つに日向国が存在していた。現存するすべての『古事記』写本において、他の「面」のすべてに「国」という語が付いているのに、日向だけにそれが付いていないのは、写本の伝承過程で何らかの理由があつて消失したためであり、さらに、現存するすべての『古事記』写本に「熊曾国」という記述があるが、それも何らの理由によつて誤りが混入したものである。⁽⁴⁾

②筑紫嶋の他の「面」に併記された神名が「白日別」「豊日別」「建日別」であるのに対して、肥国に併記された神名だけが、「建（達）日向日豊久土比泥別」と異様な形になっているという懸念すべき点はあるものの、筑紫嶋の「面」の一つに日向国は存在していなかったのであり、熊曾国については、現存するすべての『古事記』

写本の記述通り、筑紫嶋の「面」の一つとして位置づけるべきである。

前述のように、古事記神話のテキストを作るということは、現存する『古事記』写本の記述に大きく制約されるのであって、その点で①より②の選択肢の方が明らかに妥当であると言えるであろう。

第三の問題点は、大八嶋国の中で佐度嶋が登場する順番に関することである。『校訂古事記』の記述では佐度嶋が登場する順番を五番目としている。これは前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述に基づき、筑紫嶋の「面」から熊曾国を除外して、その代わりに佐度嶋を入れたからである。しかし、現存するすべての『古事記』写本では、大八嶋国の中で佐度嶋が登場する順番は七番目である。熊曾国は筑紫嶋の「面」として位置づけられているので、佐度嶋がそれと入れ替わることもないのである。佐度州を五番目に置く前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝の記述は、あくまでも『先代旧事本紀』独自の記述——ただし、前半部分の記述や後半部分の本文の記述とも齟齬を来した問題のある記述——なのであって、その記述を根拠にして、現存するすべての『古事記』写本が示している七番目という登場する順番を変更するのは不可能なことであろう。

第四の問題点は、佐度嶋に併記される神名の有無に関することである。第一章で述べたように、古事記神話において佐度嶋に神名が併記されていないというのはかなり違和感を与える。再度繰り返しすが、合計すると二十となる、大八嶋国とその「面」、および、それ以外の嶋々のうちで、神名が併記されていないのは、淡道之穂之狭別嶋と佐度嶋の二つだけなのである。この事実を普通に捉えるならば、その二つの嶋に元々、神名が併記されていなかったのでは

なく、神名は元々併記されていたのに、それが写本の伝承過程で何らかの理由によって消失してしまったと考える方がはるかに自然であろう。

その点を考慮するならば、佐度嶋に神名が併記されるようになる道を開いた前掲の『先代旧事本紀』の後半部分の異伝、それをもっと洗練させた『神皇正統記』という二つの書物の記述に従って、古事記神話のテキストとして、佐度嶋に神名を併記させた『校訂古事記』は、明らかに不完全な記述を含んでいると思われる古事記神話のテキストを本来あるべき正しいものにしようとしたという点で、果敢な試みをおこなったと言えるであろう。

しかし、現存するすべての『古事記』写本において、佐度嶋に神名を併記している記述は残念ながら一つも存在していないのである。『校訂古事記』は、国生みの記述から熊曾国を除外して、その国に併記されていた「建日別」という神名を佐度嶋に結びつけようとするのであるが、前述のように、現存するすべての『古事記』写本に熊曾国の記述がある以上、文献学的方法に基づく限り、筑紫嶋の「面」として熊曾国が存在していること、そして、その熊曾国に「建日別」という神名が併記されていることは動かしようのない事実であり、したがって、佐度嶋に「建日別」という神名を併記するのは不可能なことなのである。

以上のように、佐度嶋に関連する『校訂古事記』の記述について四つの問題点を指摘した。結局、それらが問題となる理由は、校訂する際の根拠が、現存する『古事記』写本に裏づけられていないという一点に尽きるのであり、『先代旧事本紀』や『神皇正統記』のような、『古事記』とは区別される独立した書物に見られる記述だけを根拠にして、

「古事記神話のテキストを修正しようとすることは困難と言わざるをえないのである。

むすびに

淡道之穂之狭別嶋を除く他の嶋々や、伊予之二名嶋や筑紫嶋の「面」である国々に神名が併記されているにもかかわらず、佐度嶋に神名が表記されていないというのは明らかに不自然であり、そこには何らかの問題が存在していることが予想されるであろう。本稿では、なぜ神名が併記されていないのかという問いへの究明を中心に、佐度嶋をめぐる問題点について考察したのである。

具体的には、佐度島に関する古事記神話と日本書紀神話の記述を考察し（第一章）、古事記神話や日本書紀神話の記述に基づきながらも、独自の主張を展開しようとした『先代旧事本紀』の記述を考察し（第二章）、その『先代旧事本紀』の記述を洗練させたと見える『神皇正統記』の記述を考察し（第三章）、それらの解釈を承けて、古事記神話における佐度嶋の記述に関して大胆な読みを提示しようとした『校訂古事記』の記述を考察したのである（第四章）。

第二章から第四章までで考察した書物について、特に佐渡島に関する意義を指摘するならば、淡路島を除く他の島々に見出される神名の併記を、佐渡島にも見出そうとする試みの足跡であったと言えるであろう。その成果が、佐

渡島に併記されることになった「建日別」という神名なのであるが、第四章で考察したように、このような試みによって得られた理解は、古事記神話に対する一つの発展的な解釈としては十分意義をもちうると思われるものの、古事記神話のテキストそのものに手を加えて、修正しようとする根拠とはなりえない。

したがって、ここでも前稿の「むすびに」で述べたことを再度繰り返し返さなければならぬであろう。すなわち、古事記神話において、淡道之穂之狭別嶋に併記される神名が存在していないという問題があるのと同様に、佐度嶋にもそのような神名が存在していないという問題がある。現行の古事記神話のテキストがこのような問題を抱えていることは紛れもない事実ではあるが、そうかといって、それを修正することがけつして容易ではないということを改めて確認したのである。

注

(1) この二十というのは、「面」への言及がある伊予之二名嶋と筑紫嶋そのものは含ませていない数である。

(2) 古事記神話では、八つの主要な陸地だけでなく、それ以外の陸地も同様に「嶋」と表記しているが、日本書紀神話では八つの主要な陸地については「洲」、それ以外の陸地については「嶋」というように、表記を区別している。したがって、古事記神話の記述や日本書紀神話の記述に個別に言及する場合、それぞれで用いられている表記を用いることにするが、一般的な形で

言及する場合、「嶋」でも「洲」でもなく、「島」という表記を用いることにしたい。さらに、古事記神話や日本書紀神話では「佐渡」ではなく、「佐度」と表記されている。したがって、古事記神話や日本書紀神話の記述に個別に言及する場合、「佐度」という表記を用いることにするが、一般的な形で言及する場合、「佐渡」という表記を用いることにしたい。表記についてのこのような取り扱いは、本稿で言及する『先代旧事本紀』や『神皇正統記』の記述についても、同様に適用することにした。

(3) 岸根敏幸著「古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって」(『福岡大学人文論叢』第五十巻・第一号)を参照。

(4) 冲森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』(平成二十七年、第一版・第一刷、おうふう、二十六頁〜二十七頁)を参照。ただし、訓読や表記の一部を必要に応じて改めた。

(5) この場合の順番とは大八嶋国を構成する嶋が登場する順番のことなので、当然、嶋で数えており、嶋の「面」は数には含まれない。

(6) 小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀1』(平成十八年、第一版・第四刷、新編日本古典文学全集2、小学館、二十七頁〜二十八頁、三十一頁、三十三頁〜三十五頁)を参照。

(7) 「よろこぶ」という動詞は上代では上二段活用であったと考えられている。上代語辞典編修委員会編『時代別国語大辞典 上代篇』(昭和四十三年、第一版・第二刷、三省堂、八百六頁)を参照。本稿でも、坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』(昭和四十四年、第一版・第三刷、日本古典文学大系67、岩波書店、八十一頁)、および、前掲の小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀1』(二十七頁)に基づいて、上二段活用の形で示した。

古事記神話における佐度嶋をめぐって(岸根)

(8) この伝承では「子洲」とのみ記されているが、これでは具体的にどの陸地を指しているのか明瞭ではない。他の伝承を参照することで、「子洲」が「吉備子洲」、すなわち、現在の児島半島ではないかと推定されるのである。他の伝承ではすべて「吉備子洲」となっているのに、なぜこの伝承だけこのような表記になっているのか疑問であるが、伝承過程において何らかの理由で「吉備」という語が欠落したのかもしれないし、直前に登場する「大洲」に対応させて「小洲」とし、漠然と大小の洲々について表記しようとしたのかもしれない。

(9) 日本書紀神話の全伝承で億岐洲が佐度洲よりも常に先行していることから、二つの洲を双子と捉えるならば、億岐洲が佐度洲よりも年長で、兄として位置づけられているように思われるかもしれない。しかし、双子で先に生まれた子が兄姉、後から生まれた子が弟妹であるということが必ずしも認められていたわけではないのである。日本で法令上、先に生まれた方が兄姉であると明文化されたのは、明治初期に内務省伺に対して太政官から「伺之趣前産ノ兄ヲ以テ兄姉ト定候儀ト可相心得事」という指令（明治七年太政官指令第四十八）が発令されてからのことであって、『法令全書、明治七年』（明治二十二年、内閣官報局、千四百五頁〜千四百六頁）を参照、そのような指令をわざわざ出したということは、言い換えれば、それまではどう判断するかについての統一的な見解が存在していなかったということを示しているであろう。したがって、この日本書紀神話の記述に関しても、どちらが兄であるかどうかを断定することは容易ではないのである。

(10) 古事記神話では高天原という天上の世界、黄泉つ国という死に関わる世界が登場するのに対して、日本書紀本文神話では高天原という世界が認められていたかどうかは甚だ疑わしいし、黄泉つ国という世界は全く登場していない点、また、古事記神

話では天皇家の先祖をアマテラスとし、このアマテラスを高天原の統治者として位置づけているが、日本書紀本文神話ではタカミスヒを「皇祖」と呼んでいて、このタカミスヒを天界の統治者として位置づけている点、さらに、古事記神話では、オホナムチが成長して葦原の中つ国の支配者であるオホクニヌシとなる経緯を詳細に描いているのに対して、日本書紀本文神話では、オホナムチの活躍については完全に沈黙していて、「オホクニヌシ」という神名すら登場させていない点など、両神話の記述には大きな違いが見られるのである。これらの点については、岸根敏幸著『古事記神話と日本書紀神話』（平成二十八年、第一版・第一刷、晃洋書房、七頁～九頁、四十一頁～四十三頁、百二十四頁～百二十六頁）を参照。

(11) 古事記神話と日本書紀本文神話には前掲の注(10)で示したように様々な違いがあるが、日本書紀別伝神話の記述に目を向けるならば、古事記神話と同様に、高天原や黄泉つ国に関する記述があったり、アマテラスが天上の世界の統治者として君臨する記述があったり、「オホクニヌシ」という名でオホナムチの活躍を描いていたりするのである。

(12) 黒板勝美編『新訂増補国史大系7 古事記 先代旧事本紀、神道五部書』（平成十四年、新装版・第二刷、吉川弘文館、七頁～八頁）に基づいた。書き下しは筆者がおこなったものであり、訓読や表記の一部を必要に応じて改めた。なお、伊与二名嶋に見出される、方角を示す本文注は省略した。

(13) 前掲の黒板勝美編『新訂増補国史大系7 古事記 先代旧事本紀、神道五部書』（八頁）は、肥国に併記される神名を「建日別」としているが、熊襲国（異伝では佐渡嶋）に併記される神名も「建日別」であるから、二つの陸地が同じ神名をもつという明らかに不自然な形になるであろう。頭注の記述のように、「宮内省図書寮本所引イ本」と呼ばれる写本（筆者未見）や、校

古事記神話における佐度嶋をめぐって（岸根）

三九一

訂に先立つ凡例（前掲書の二頁を参照）で「負ふこと大なるものあり」と評している度会延佳校正『鼈頭旧事紀』（明治七年、永田文昌堂、第一冊、八丁表）でも「速日別」となっているのだから、本稿では「建日別」ではなく、「速日別」の読みの方が妥当と考え、改めることにした。

(14) 前掲の岸根敏幸著「古事記神話における淡道之穗之狭別嶋をめぐって」（二百二十一頁）を参照。

(15) 『先代旧事本紀』の後半部分の記述では、各陸地のことを「嶋」と表記しているのに、全体の総称としては「大八州」と表記している。統一のとれていない表記であるが、本稿ではその表記にそのまま従うことにする。

(16) 先行研究が指摘しているように、この場合の「兄」とは「胞」、すなわち、胞衣のことを指していると思われる。この胞衣は胎児を包んでいるため、胎児の兄のように位置づけられる場合がある。日本書紀神話の場合、「胞」はこれから生まれてくる子の基盤となるものであるから、「胞」自体が子として位置づけられることはないが、『先代旧事本紀』では「兄」である淡路州が大八州を構成する子として位置づけられていると推定される。さもなければ、八つの州にならないのである。松村武雄著

『日本神話の研究 第二卷——個分的研究篇（上）——』（昭和三十年、第一版・第一刷、培風館、二百七十九頁～二百八十八頁）、前掲の坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』（五百五十二頁の補注1—129）を参照。

(17) 前掲の岸根敏幸著「古事記神話における淡道之穗之狭別嶋をめぐって」（二百二十二頁～二百二十三頁）を参照。

(18) それ以外にも、古事記神話の記述では肥国の神名が「建日向日豊久士比泥別」となっているのに、『先代旧事本紀』の記述では肥国の神名が「速日別」、新たに追加された日向国の神名が「豊久士比泥別」になっている理由など、なお検討しなければな

らない点がいくつかあるが、本稿の目的は古事記神話における佐度嶋をめぐる問題を考察することにあるので、それ以外の問題については本稿では扱わず、今後の課題としておきたい。

(19) 岩佐正、時枝誠記、木藤才蔵校注『神皇正統記 増鏡』（昭和六十年、第一版・第十九刷、日本古典文学大系87、岩波書店、五十一頁～五十二頁）を参照。

(20) 『神皇正統記』の記述における肥国の神名は「昼日別」なので、「速日別」としている『先代旧事本紀』とは異なっている。しかし、同じく北畠親房が著した『元元集』で引用されている『先代旧事本紀』の記述でも「昼日別」になっているのである。したがって、北畠親房が参照していた『先代旧事本紀』のテキストでは「速日別」ではなく、「昼日別」になっていた可能性が高いと思われる。正宗敦夫編纂・校訂『神皇正統記・元元集』（昭和九年、日本古典全集刊行会、十六頁）を参照。

(21) 他の洲とは異なり、佐渡ノ洲のみが「ウミマス」ではなく、「生マス」となっている。このような表記上の不統一は、「コレハ」と「是ハ」の混在にも見られるので、佐渡ノ洲のみ「生マス」と表記されていることに、特別な意味はないと考えておきたい。

(22) 前掲の正宗敦夫編纂・校訂『神皇正統記・元元集』（十六頁～十七頁）を参照。

(23) 前掲の岩佐正、時枝誠記、木藤才蔵校注『神皇正統記』（五十一頁、百九十九頁の補注九）を参照。

(24) 前掲の岸根敏幸著「古事記神話における淡道之穗之狭別嶋をめぐる」（二百二十三頁）を参照。

(25) 佐渡ノ洲に直接関わることでないが、『神皇正統記』では大八洲を構成する各洲に言及する場合、通常は洲名を挙げた後に神名を併記する形をとっているのに対して、「面」をもった洲に言及する場合には、その「面」の神名を挙げた後に国名を併記

古事記神話における佐度嶋をめぐる（岸根）

三九三

する形をとっており、古事記神話や『先代旧事本紀』の場合とは逆になっていることが注目される。その理由として、『神皇正統記』では、洲名に対応する形で神名を併記しているので、「面」をもった洲についても、まず洲名を挙げて、その後、「面」ごとにある神名を併記するという形をとっているからであると思われる。つまり、「筑紫・豊国・肥ノ国・日向トイヘルモ、二神ノ御代ノ始ノ名ニハ非ル歟」と述べていることから窺えるように、「面」に対応した国名は神代にはまだ存在していなかったと考えて、それへの言及をあくまでも付随的なものとして捉えていた可能性が考えられるのである。

- (26) 前掲の注(22)を参照。なお、ここで引用される古事記神話には、筑紫嶋の「面」について「肥国謂「昼日別」、日向国謂「豊久士比泥別」という記述が見られる。これは『先代旧事本紀』の記述との校合によって、その影響を強く受けたものと思われる。

- (27) 前掲の岸根敏幸著「古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって」(二百二十五頁)を参照。

- (28) この『校訂古事記』を、本居宣長が校訂した『訂正古訓古事記』と大同小異であると論評している先行研究もあるが、それは全く的外れな指摘であると言ってよいであろう。丸山林平校注『定本古事記』(昭和四十四年、第一版・第一刷、講談社、二十頁〜二十一頁)を参照。

- (29) 田中頼庸校訂『校訂古事記』(明治二十年、神宮教院、上巻、四丁表〜五丁表)を参照。なお、書き下しは筆者がおこなったものである。

- (30) 小野田光雄編『諸本集成古事記(上巻)』(昭和五十六年、第一版・第一刷、勉誠社、七十八頁右〜左)を参照。なお、一々

注記することは省略するが、それ以降の本文において言及する『古事記』写本の記述についても、この書の当該箇所に基づいている。

- (31) 本居宣長著、小野田光雄解説『訂正古訓古事記 上』（昭和五十六年、第一版・第一刷、勉誠社、五丁表）、倉野憲司他校注『古事記 祝詞』（昭和五十六年、第一版・第二十五刷、新編日本古典文学大系1、岩波書店、五十七頁）、山口佳紀、神野志隆「光校注・訳『古事記』（平成十六年、第一版・第六刷、日本古典文学全集1、小学館、三十五頁〜三十六頁）、青木和夫、石母田正、佐伯有清他校注『古事記』（昭和五十七年、第一版・第一刷、日本思想大系1、岩波書店、二十五頁）、西宮一民編『古事記』（平成十二年、新訂版・第十四刷、おうふう、二十九頁）、同校注『古事記』（平成十七年、第一版・第十九刷、新潮日本古典集成、新潮社、三十一頁）、前掲の黒板勝美編『新訂増補国史大系7 古事記 先代旧事本紀、神道五部書』（七頁〜八頁）、前掲の沖森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校 古事記』（二十七頁）を参照。
- (32) 前掲の西宮一民編『古事記』（二十九頁上段の六番目の解説）を参照。

- (33) 「建日別日向日豊久志比泥別」という読みをとると、肥国に併記される神名と熊曾国に併記される神名が共に「建日別」となってしまうし、また、日向が加わることで、筑紫嶋に「面」が四つあるという記述に矛盾することになると指摘している先行研究もある。しかし、前者については「建日別」ではなく、「達日別」としている写本がかなり存在しているため、必ずしも同じ神名にはならないであろう。後者についても、もし本来、存在していなかった日向を挿入するくらいの大胆さがあるならば、「面」の数を五つに変更することはそれほど造作のいらなかったことであるし、また、数の齟齬に気づかなかつとも考え

にくいであろう。つまり、そう単純な理由からそのような記述になったとは考えにくいのである。前掲の青木和夫、石母田正、佐伯有清他校注『古事記』（三百二十一頁の補注17）を参照。なお、「達日別」の「達」を誤字であろうと指摘する先行研究があるが、さしたる根拠もなく、そのように即断することはできないと思われる。倉野憲司編『古事記大成 6 本文篇』（昭和三十三年、第一版・第一刷、平凡社、五十五頁）を参照。

(34) 前掲の田中頼庸校訂『校訂古事記』（上巻、四丁裏、「〇速」で始まる頭注）を参照。

(35) 『寛永版本古事記』（正式な書名は不明である。寛永二十一年、二条通観音町風月宗智、七丁裏）を参照。

(36) 度会延佳校正『鼈頭古事記』（貞享四年、講古堂、四丁表）を参照。

(37) 前掲の小野田光雄編『諸本集成古事記（上巻）』（七十八頁右）の記述によると、猪熊本の「達日向日」という文章の左側に丸印が付され、右側には「速日別日向謂」という書き込みがされている。これは、『古事記』写本の記述を『先代旧事本紀』の記述と校合した痕跡と見なすことができるかもしれない。

(38) 本文では触れることができなかったが、『校訂古事記』が依拠する道果本などの写本群の記述では「日向日、豊久志比泥別」となっているのに対して、『校訂古事記』の記述では「日向国謂、豊久士比泥別」としている。『校訂古事記』は「謂」という語が、現存するすべての『古事記』写本において欠落していたと捉えているのであるが、もしそうだとすれば、それを復元した場合、「日向国謂、日豊久士比泥別」という異様な形になってしまうのではないだろうか。あるいは、真福寺本などの写本群の記述に見られるような、「日」ではなく「日」という読みを採るならば、「日向国謂日豊久士比泥別」という読みも考えられるかもしれ

ない。『校訂古事記』は『古事記』写本の記述よりも、『寛永版本古事記』や『鼈頭古事記』の記述に従った可能性が考えられるが、いずれにせよ、「日（日）」という語をどう扱うかは大きな問題と言えるであろう。前掲の田中頼庸校訂『校訂古事記』（五丁表、「○日」で始まる頭注）を参照。

- (39) 熊曾国とは熊襲のことで、「熊」は肥後国球磨郡、「襲」は大隅国喙唼郡を指すとされ、熊襲はその両方を合わせた地域と考えられている（ただし、本居宣長は異説を唱えている）。日向国は現在の宮崎県にほぼ相当する地域として知られているが、古くは現在の鹿児島も含んだ南九州全域の地域であった（大宝二年に薩摩国（当初は唱更国）と多禰国、和銅六年に大隅国が分立）。したがって、熊曾国と日向国は現在の鹿児島県（または、その一部）を共に含んでおり、地理的に重複しているのである。倉野憲司著『古事記全註釈 第二巻 上巻篇（上）』（昭和四十九年、第一版・第一刷、三省堂、百三十八頁～百四十一頁、二百八十七頁～二百九十頁）、西郷信綱著『古事記注釈 第一巻』（昭和五十年、第一版・第一刷、平凡社、百二十四頁～百二十五頁）、同著『古事記注釈 第二巻』（昭和五十一年、第一版・第一刷、平凡社、二百六十五頁～二百六十八頁）、大野晋編『本居宣長全集 第九巻』（昭和四十三年、第一版・第一刷、筑摩書房、百九十四頁～百九十五頁、二百六十二頁）を参照。
- なお、日本書紀神話（第九段の本文、同段の第四書・第六書）には「日向の襲」という、地域を示す表現が登場している。つまり、熊襲の「襲」という地域が日向の中に位置づけられているのである。前掲の小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀 1』（百二十頁、百四十五頁、百五十一頁）を参照。

- (40) 前掲の田中頼庸校訂『校訂古事記』（上巻、五丁表、「○次」で始まる頭注）を参照。

古事記神話における佐度嶋をめぐる（岸根）